

林野火災に対する警戒の強化について(通知)

標記のことについて、次のとおり通知がありました。
ご理解の上、ご協力をお願いいたします。

林野火災対策につきまして、平素から格段の御尽力をいただき御礼申し上げます。

さて、報道にあります、昨年度には岩手県大船渡市や愛媛県今治市等にて大規模な林野火災が立て続けに発生しました。

今後も乾燥が続くと予想することと、出火原因は火の不始末、不注意等の人為的な要因が殆どであることから、パトロールの実施等の警戒の強化を改めてお願いするとともに、関係部局、市町村や関係機関等と連携して、下記の事項も参考に、林野火災の予防の周知について特段のご配慮を賜りますようお願いいたします。

記

林内および森林周辺の宅地や農地、その他各種作業現場等においては、以下の事項を遵守してください。

- 1 強風時及び乾燥時には、たき火、火入れをしないこと。特に枯れ草や落ち葉等の近くでは行わないこと。
- 2 やむを得ずたき火等火気を使用する場合は、消火用の水等を必ず準備するとともに、その場を離れないこと。
- 3 たき火等火気の使用後は、完全に消火すること。なお、炎が見えなくなっても火種が残っていることがあるので、十分に確認すること。
- 4 たばこは、指定された場所で喫煙し、吸いがらは必ず消すとともに、投げ捨てはし

ないこと。

5 火遊びはしないこと。また、させないこと。

6 火入れを行う際は市町村長の許可を必ず受けるとともに、あらかじめ必要な防火対策を講じること。

7 火災と紛らわしい煙又は火災を発する恐れのある行為を行う場合は火災予防条例に基づき、あらかじめその旨を消防署等へ届けること。